

岩手県告示第265号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち復興局に係るもの（平成24年岩手県告示第253号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課 名	事業名	課 名	事業名
産業再生課	地域基幹産業人材確保支援事業費補助、 <u>さんりく地域起業・新事業活動等支援費補助</u> 、 <u>さんりく地域起業・新事業活動等促進事業費補助</u> 及び <u>さんりく地域起業・新事業活動等資金調達支援事業費補助</u>	<u>まちづくり・産業再生課</u>	地域基幹産業人材確保支援事業費補助、 <u>さんりくなりわい創出事業費補助</u> 、 <u>さんりくなりわい創出促進費補助</u> 及び <u>さんりくなりわい創出資金調達支援費補助</u>
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。